

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いにつきましては、平成17年9月1日付保医発第0901002号の厚生労働省保険局医療課長通知により取り扱われているところであり  
ます。

今般、平成20年5月8日付保医発第0508001号により、上記通知中、2（4）ウの「ニコチン貼付剤」が「禁煙補助剤」に改められましたのでご連絡申し上げます。

以前より「医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用」としてニコチン貼付剤を処方した場合には、患者側からその費用を徴収することが認められておりましたが、今回の改正は、平成20年4月18日付厚生労働省告示第285号により薬価基準の一部が改正され、内用薬「チャンピックス錠0.5mg, 同1mg」（成分名：バレニクリン酒石酸塩 効能・効果：ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の補助）が新たに薬価収載されたことに伴い、「ニコチン貼付剤」を「禁煙補助剤」に改めたものであります。

（平成20年4月18日付厚生労働省告示第285号につきましては、平成20年5月22日付日医発第208号（保48）にてご連絡済み。）

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページの「メンバーズルーム」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について  
（平成20年5月8日保医発第0508001号厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

1. 新旧対照表（日本医師会保険医療課）



保医発第0508001号  
平成20年5月8日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、保険医療機関等において保険診療を行うに当たり、治療等とは直接関連のないサービス等に係る費用を患者側から徴収する際の取扱いを明確化しているところであるが、今般、使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(平成20年4月18日厚生労働省告示第285号)の適用によりチャンピックス錠が薬価収載されたことに伴い、ニコチン依存症管理料の算定対象となるニコチン依存症以外の疾病に対して禁煙補助剤の処方を行う場合の取扱いについて、下記の通りとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日付け保医発第0901002号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)2(4)ウ中「ニコチン貼付剤」を「禁煙補助剤」に改める。

(参 考)

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について  
(平成20年5月8日保医発第0508001号厚生労働省保険局医療課長通知)

—新旧対照表—

旧	新
<p><b>2. 療養の給付と直接関係ないサービス等</b></p> <p>療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>(1) 日常生活上のサービスに係る費用 ⋮ (略) ⋮</p> <p>(4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用</p> <p>ア インフルエンザ等の予防接種 イ 美容形成（しみとり等） ウ <u>ニコチン貼付剤の処方</u> 等</p>	<p><b>2. 療養の給付と直接関係ないサービス等</b></p> <p>療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられる。</p> <p>(1) 日常生活上のサービスに係る費用 ⋮ (略) ⋮</p> <p>(4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用</p> <p>ア インフルエンザ等の予防接種 イ 美容形成（しみとり等） ウ <u>禁煙補助剤の処方</u> 等</p>

(下線部変更)

(日本医師会保険医療課)